

郡山市訓令第3号

本庁機関
出先機関

郡山市職員倫理規程を次のように定める。

令和8年2月5日

郡山市長 椎根健雄

郡山市職員倫理規程

(目的)

第1条 この訓令は、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。
- (2) 事業者等 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。
- (3) 利害関係者 職員が職務として携わる別表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める者（職員を除く。）をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者を除く。

2 この訓令の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項第2号の事業者等とみなす。

3 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、当該異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して1年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

4 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。

(倫理行動規準)

第3条 職員は、公務員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有

利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。

- (2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 職員は、行政の公正な運営とこれに対する市民の信頼の確保のため、職務の遂行に当たっては政治的中立性を保持し、市民の疑惑や不信を招くような行為はしてはならないこと。
- (4) 職員は、法律、条例、規則等により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与を受けること等の市民の疑惑や不信を抱くような行為をしてはならないこと。
- (5) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (6) 職員は、勤務時間の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識し、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。

(倫理監督者の設置及び責務)

第4条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、市長のもとに職員の倫理を監督する倫理監督者を置く。

- 2 倫理監督者は総務部長をもって充てる。
- 3 倫理監督者は、職員に対し、その職務に係る倫理の保持に関し必要な指導、助言、その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 倫理監督者は、指定する職員に、この訓令に定めるその職務の一部を行わせることができる。

(管理職員の責務)

第5条 郡山市職員の給与に関する条例（昭和40年郡山市条例第29号）第22条の2第1項に規定する管理職員（以下「管理職員」という。）は、その職責の重要性を自覚し、的確な判断力及び統率力を持って、職員への必要な助言及び指導並びに職員の育成に努めなければならない。

- 2 管理職員は、率先垂範してこの訓令をはじめ関係法令の遵守、所属における倫理の厳正な保持及び適正なサービスの確保を図らなければならない。

(禁止行為)

第6条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品、不動産等の有価物（以下単に「有価物」という。）の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で有価物（金銭は除く。）の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- (5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- (6) 利害関係者から供応接待を受けること。

- (7) 利害関係者とともに遊技又はゴルフをすること。
- (8) 利害関係者とともに旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- (9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利害関係者から社会通念上儀礼の範囲内において祝儀（結婚式におけるものに限る。）又は香典若しくは供花の贈与を受けること。
- (2) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (3) 多数の者が出席する式典、総会、懇談会その他の催事（以下「催事等」という。）又は職務で出席した会議その他の会合（以下「会議等」という。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- (4) 催事等において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- (5) 会議等において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。
- (6) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (7) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。

3 第1項の規定の適用については、職員（同項第9号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、有価物（金銭は除く。）を購入若しくは貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第7条 職員は、私的な関係（職員としての身分に関わらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

（利害関係者以外の者等との間における禁止行為）

第8条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った有価物（金銭は除く。）の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

（職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止）

第9条 職員は、他の職員の第6条及び前条の規定に違反する行為によって当該他の職員（第6条第1項第9号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部又は一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 職員は、倫理監督者（第4条の倫理監督者をいう。以下同じ。）又は上司に対して、自己若しくは他の職員がこの訓令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 管理職員は、その管理し、又は監督する職員がこの訓令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

（講演等に関する規制）

第10条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（郡山市職員服務規程（昭和40年郡山市訓令第3号）第19条第1項の許可を得てするものを除く。）をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならない。

（倫理監督者への相談）

第11条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合、利害関係者との間で行う行為が第6条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合又は第7条の公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者に相談するものとする。

（委任）

第12条 この訓令の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行日）

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、この訓令の施行の日から5年以内に、職員の職務に係る倫理の保持の観点からこの訓令の施行状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表（第2条関係）

事務	利害関係者
1 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等をいう。以下この表において同じ。）をする事務	当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等（第2条第2項の規定により事業者等とみなされる者という。以下同じ。）、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（同項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下この表において「特定個人」という。）及び当該許認可等を申請しようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

<p>2 補助金等（郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号）第2条第1号に規定する補助金等をいう。以下この表において同じ。）を交付する事務</p>	<p>当該補助金等（郡山市補助金等の交付に関する規則第2条第4号に規定する間接補助金等を含む。）の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人</p>
<p>3 立入検査又は監査（法令等の規定に基づき行われるものに限る。以下この表において「検査等」という。）をする事務</p>	<p>当該検査等を受ける事業者等又は特定個人</p>
<p>4 不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。以下この表において同じ。）をする事務</p>	<p>当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人</p>
<p>5 行政指導（行政手続法第2条第6号に規定する行政指導をいう。以下この表において同じ。）をする事務</p>	<p>当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人</p>
<p>6 事業者等が行う事業の発達、改善及び調整に関する事務（前各項に掲げるものを除く。）</p>	<p>当該事業を行っている事業者等</p>
<p>7 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約に関する事務</p>	<p>当該契約を締結している事業者等又は特定個人、当該契約の申込みをしている事業者等又は特定個人及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人</p>